

申請管理システム構築（標準化）業務委託仕様書

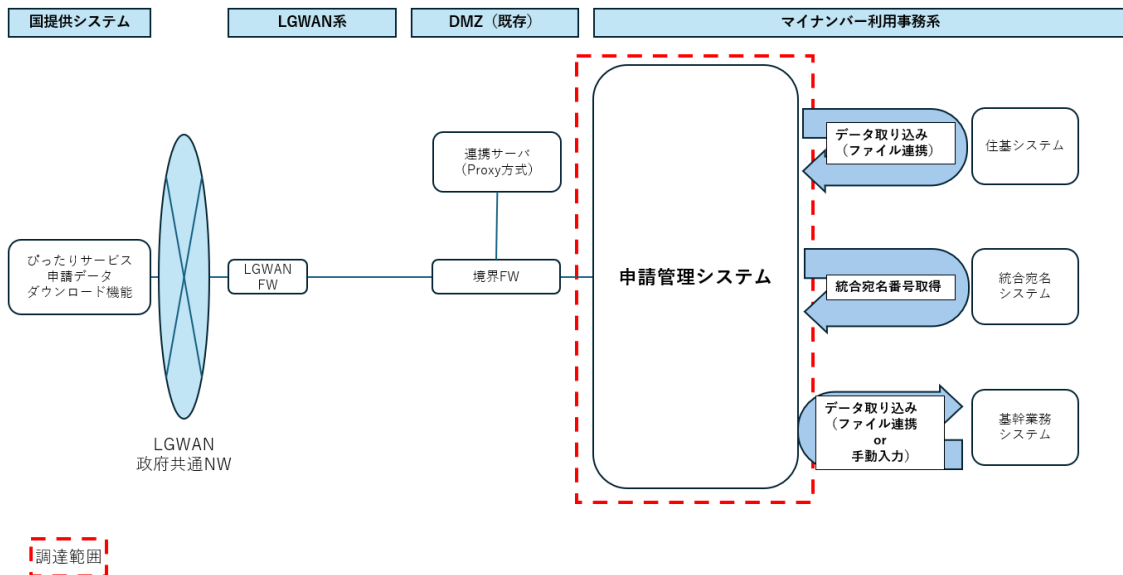
1 目的

申請管理システムは、国が提供する「ぴったりサービス（マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン申請サービス）」における市民の申請データを地方自治体のマイナンバー利用事務系ネットワークへ連携するシステムであり、行政手続きのオンライン化による市民の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化等に寄与している。

本市では令和4年に当該システムを導入したが、今回の業務は、当該システムを「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に適合したシステム（以下、「本システム」という。）へ更新することを目的とするものである。

2 概要

ガバメントクラウド上に、本システムを構築する。現在のシステム構成及び本業務の更新範囲は、以下図のとおりである。なお、ぴったりサービス－ガバメントクラウド間の通信には、境界FW及びLGWAN FW等の庁内ネットワークやガバメントクラウド接続サービス等、既存ネットワークを利用する。ネットワークに係る設定変更作業等は、本業務の範囲外とする。



3 導入スケジュール（本市想定）

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) キックオフ | 契約後すぐ |
| (2) 要件定義・運用に向けたルール整理 | キックオフ後～令和8年9月 |
| (3) システム構築 | 令和8年9月～令和8年12月 |
| (4) 各種テスト | 令和9年1月 |
| (5) 受入検査・操作研修 | 令和9年2月 |
| (6) 新システム運用開始 | 令和9年3月 |

※スケジュール変更を希望する場合、契約後、事前に本市へ申出ること。詳細は、受注者と本市との協議にて決定するものとする。

4 前提条件

(1) ガバメントクラウドについて

CSPは「AWS」とし、利用方式は「単独利用方式」とする。受注者は、本システムとして必要な環境構築や設定等、全てを実施するものとし、ガバメントクラウドの本市アカウントへの環境紐付等 GCAS（Government Cloud Assistant Service）上の本市作業に伴い、必要となる情報の提示等も支援すること。

(2) 採用する OS や各種ミドルウェアについて

OS や各種ミドルウェアの種類の指定は特にないが、本システムの最低利用期間（令和12年2月まで）をサポート可能な OS（拡張サポートサービス含む）や各種ミドルウェア等を選択すること。

(3) 責任分解点について

本業務は、受注者・関連事業者・本市のそれぞれが作業を実施することになるが、責任分解点の概要については、「別紙1 申請管理システム構築（標準化）及び運用保守業務に係る役割分担表（想定）」を参照のこと。なお、当該資料はあくまで本市想定のものであり、詳細な責任分解点については、必要に応じて、各関係者間で協議し定めるものとする。

5 委託業務要件

(1) 基本要件

- ア 「別紙2 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書【第3.0版】（令和6年4月24日 総務省）」（以下、「別紙2」という。）の「3.3 ③申請管理システムの新規導入」を確認すること。
- イ 連携サーバの方式は現行同様に「プロキシ方式」とし、本市のプロキシサーバを利用する。なお、プロキシサーバの調達及び設定作業は、本業務の範囲外とする。

- ウ 各業務システムへの接続リンクを一括管理している認証ポータル（吹田市共通基盤システム構築・保守事業者で稼働中）からシングルサインオンできるように機能実装すること。
- エ 本仕様書において業務範囲外と指定する作業以外は、全て受注者の業務範囲（各種ミドルウェアのインストール等）となることに留意すること。

（２） 機能要件

別紙２「3.3 ③申請管理システムの新規導入」、「別紙３ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.7 版】」の「2.1 申請管理機能」、「別紙４ 共通機能要件【第 2.7 版】」の大項目「029 申請管理機能」のそれぞれに漏れなく準拠すること。

なお、「3.4 ④基幹システムとの連携」について、現行システムからの申請データの取込は、多くの業務システムが「方式１ 画面からの転記（3.4.1）」を採用し、住民記録システムのみ「方式４ 一括取込機能の実装（3.4.4）」を採用しており、本システム構築後も各採用方式での連携を継続する予定である。

（３） 非機能要件

「別紙５ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.2 版】」（以下、「別紙５」という。）に記載の本市要求レベルを全て満たすこと。本市要求レベル以上となることに特段の問題はない。但し、どの項目が本市要求レベル以上となるかを説明すること。

なお、別紙５ 項番 E.4.3.4 におけるウィルス定義ファイルの適用方法や配信スケジュール等について、既存資産の有効活用や二重投資の回避等の理由から、ウィルス定義ファイルは、吹田市共通基盤システムのウィルス管理サーバから配信するものとする。セキュリティ対策ソフトウェアは SEP（Symantec Endpoint Protection）であるため、本システムではエージェント導入や各種設定等、当該ソフトウェアを適用するために必要な作業を実施すること。作業に当たっては、吹田市共通基盤システム構築・保守事業者等と方法や時期等を十分に調整すること。

（４） 連携要件

- ア 「別紙６ データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第 4.1 版】」及び「別紙７ 機能別連携仕様（申請管理）【第 1.3 版】」に基づき、必要な機能及びインタフェースを設けること。
- イ 本システムにおける番号紐付情報の住民記録システム（標準化済）との連携や、申請データの各業務システム（標準化対象及び対象外問わず）との連携については、吹田市共通基盤システムが提供する標準連携用オブジェクトストレージを利用す

ること。

なお、標準連携オブジェクトストレージへの接続について、吹田市共通基盤システムでは連携サーバや連携機能等を保有していないため、本システムで連携部分も含めて構築すること。吹田市共通基盤システムとしては、SFTP 等の特定のデータ連携方式は指定していないが、本仕様書で定める機能要件及び非機能要件を踏まえて適切なデータ連携方式で構築すること。標準連携用オブジェクトストレージの利用に関する考え方は、吹田市共通基盤システム構築・保守事業者が作成した資料に従うものとする。詳細は、「(8) その他」を参照のこと。

- ウ 住民記録システムから連携される番号紐付情報は、固定フォーマットのため、本システム側で取込フォーマットを合わせる。フォーマットやデータ形式等、連携データの詳細な仕様は、契約締結後に受注者へ提供する。番号紐付情報の連携に関する調整事項等がある場合は、受注者と本市住民記録システム構築・保守事業者との間で調整すること。

(5) 機能テスト

「(2) 機能要件」に漏れなく準拠しているか、十分な機能テストを実施すること。

(6) 連携テスト

申請から受付（申請データ取得）まで等の一連の業務フローを想定した連携テストを実施すること。連携テストにあたっては、ガバメントクラウド接続サービス構築・保守事業者及び吹田市共通基盤システム構築・保守事業者等と方法や時期等を十分に調整すること。

本システムの連携対象手続（令和8年7月時点）は、以下表のとおり。

子育て関係	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	対象
	児童手当等の額の改定の請求及び届出	対象
	氏名変更／住所変更等の届出	対象
	受給事由消滅の届出	対象
	未支払の児童手当等の請求	対象
	児童手当等に係る寄附の申出	対象
	児童手当に係る寄附変更等の申出	対象
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	対象
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	対象
	児童手当等の現況届	対象

	支給認定の申請	対象
	保育施設等の利用申込	対象
	保育施設等の現況届	対象
	児童扶養手当の現況届の事前送信	－（※）
	妊娠の届出	対象
介護 関係	要介護・要支援認定の申請	対象
	要介護・要支援更新認定の申請	対象
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	対象
	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	対象
	介護保険負担割合証の再交付申請	対象
	被保険者証の再交付申請	対象
	高額介護（予防）サービス費の支給申請	対象
	介護保険負担限度額認定申請	対象
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	対象
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	対象
	住所移転後の要介護・要支援認定申請	対象
母子保 健	妊娠の届出	対象
特 例 転 出・転入 （引越 しワ ン ス ト ッ プ）	転出届	対象
	転出届取消	対象
	転入予定連絡	対象
	転入予定連絡取消	対象
	転居予定連絡	対象
	転居予定連絡取消	対象
選挙	大阪府吹田市_名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求	対象
税	個人住民税の申告（2026 年度版（2025 年分））	対象

（※）ぴったりサービスを用いた電子化は行わない予定のため、連携テストの対象外とする。

（７） データ引継

既存の申請管理システムに保存されている申請データを本システムへ正確かつ安全に移行し、業務の継続性を確保すること。データ移行方法及びスケジュールは現行システム保守事業者と協議の上決定すること。申請データの形式は、別紙２の「2.2 連携する申請データの形式」のとおり。引継件数は、約 17.5 万件（令和 8

年度末時点：ファイルデータ容量 約 50GB、DB データ容量 約 4GB との見込み）の予定である。

なお、移行にあたっては、移行対象データ一覧、移行元／移行先対応、移行手順、移行判定基準、移行後検証方法、障害発生時の切戻手順等を定めた移行計画書を作成し、本市の承認を得ること。移行リハーサルを実施し、件数整合性、データ内容整合性及び業務継続性を確認すること。詳細な移行方法や現行システム保守事業者からのデータ提供形式及び抽出条件等は、契約締結後に協議の上決定する。

（８） その他

- ア 「別紙８ 吹田市新共通基盤システム構築（標準化対応）_共通基盤システムの活用方針_第 1.0 版」（以下、「別紙８」という。）の「表 1-1 共通基盤システム提供機能一覧」について、各機能の利用方法は、契約後に受注者と新共通基盤事業者との間で調整すること。調整完了後、所定の申請書を提出し、その内容に基づき吹田市共通基盤システム構築・保守事業者が各種設定を実施する。
- イ 別紙８の「表 1-1 共通基盤システム提供機能一覧」における提供機能の詳細については、各機能の「ガイドライン」に従うこと。当該ガイドラインは、契約締結後に受注者へ提示する。なお、本システムでは、「認証・ポータル機能」「標準連携用オブジェクトストレージ機能」の２つの機能の利用を想定している。
- ウ 本システムの利用者が使う端末は、シンクライアント及び FAT の端末が混在する可能性があることに留意すること。利用ブラウザのインターネットオプション設定等、端末設定作業が必要となる場合、別紙８の「２ 提供機能説明 （10）シンクライアント・FAT クライアント」を確認の上、作業すること。
- エ 構築作業時に本市端末を利用する場合で、画面のハードコピーを取る場合、INSTANTCOPY（富士通 Japan 製）を使用すること。INSTANTCOPY のライセンス及び端末への設定作業については、本業務の範囲外とする。
また、リモート作業等に伴い、本市端末以外を利用して作業を行う場合は、画面のハードコピーの取得日時、取得者等のログを記録し、管理すること。ログを記録し、管理できない場合は、画面のハードコピーを取得できないよう制限すること。
なお、本市が当該ログの提示を依頼した場合は、速やかに提供すること。
- オ 連携元及び先の各システムとの調整についても業務範囲とし、主体的に各システムの事業者と協力し作業を進めること。なお、本システムの構築後に連携先システムが設定する場合でも協力すること。
- カ プロジェクト推進中に本仕様書内で指定する所定の標準仕様書に改版があった場合は、本市と協議の上、必要に応じてプロジェクト計画を修正すること。
- キ 本業務に関する本市内の会議が発生した場合は、本市要請に従い出席すること。

6 成果物（納品物）

各作業に係る成果物については、以下表のとおり。提出方法については、原則、電子メールとする。但し、本市許可を事前取得の上、契約や費用、本市向けアカウント作成等、全て受注者負担にてストレージサービスを準備する場合は、当該ストレージサービス経由での提出も可とする。

No.	作業工程	成果物	概要	期日の目途
1	全体	プロジェクト計画書	作業スケジュール 体制および役割 進捗管理方法 課題・リスク管理方法 会議体 等	プロジェクト開始 後 1 ヶ月以内
		進捗状況報告書	進捗状況報告 課題・リスク管理表	会議開催前日
		打合せ議事録	打合せに関する議事録	会議終了 5 営業日 以内
2	要件定義	要件定義書	本市への要件確認結果を取り纏めた要件定義書（機能、帳票、連携データ等）	要件定義完了時
3	設計	基本設計書	基本設計書、画面・帳票設計規約等	基本設計完了時
		詳細設計書	詳細設計書、利用するソフトウェアの一覧 等	詳細設計完了時
		テスト計画書	単体・結合・総合・受入テストに係るテスト計画書	
4	開発	アプリケーションのパッケージファイル	アプリケーションをビルドしたパッケージファイル	受入テスト完了時
5	テスト	テスト仕様書	結合・総合・受入テストに係る仕様書	テスト実施前
		テスト結果報告書	結合・総合・受入テスト結果報告書	テスト完了時
6	運用	運用保守作業	運用保守作業一覧及び各種スケ	運用開始 1 ヶ月前

No.	作業工程	成果物	概要	期日の目途
	保守	計画書	ジュール等に係る運用保守作業計画書	
7	研修	操作マニュアル	運用操作マニュアル一式（利用者・運用管理者）	受入テスト実施前

7 受入検査

受注者による成果物納品後速やかに、本市が定めた検査項目に基づき本市による受入検査を行う。検査不合格となった場合は、受注者は対象成果物を是正の上で、本市が定める所定期日までに再度納品すること。

なお、受入検査後に本システムの本番稼働を阻害しない程度の軽微な修正が必要となった場合、本市と協議の上、運用保守工程への申送事項として記録・管理し、本市の承認を受けることを条件に、検収する場合がある。

8 適合性の確認

デジタル庁発出の「地方公共団体情報システム標準基本方針」に定められているとおり、標準準拠システムの適合性の確認を本市にて実施する。受注者においては、標準化法等の趣旨を鑑み、適合性を確保するとともに、本市が適合性の確認を実施できるように支援すること。

9 補足事項

- (1) 受注者と新共通基盤事業者など、事業者間のやり取りが発生する場合は、「吹田市基幹系システム構築保守に関するコミュニケーションルール」に則り事業者間でやり取りすること。当該資料は、契約締結後に受注者へ提示する。なお、受注者の情報についても当該資料へ掲載するため、予め留意のこと。
- (2) 作業端末及び作業スペースは、必要に応じて本市と協議の上、可能な範囲にて準備する。なお、全ての要望に応えられない可能性がある点について、予め了承のこと。
- (3) 本業務では、別途契約している工程管理事業者においても受注者が作成する資料や納品物等を確認するため、予め了承のこと。工程管理事業者からの指摘事項については、本市からの指摘と同様に漏れなく対応すること。また、各種会議体にも工程管理事業者が参加する。各種会議体での工程管理事業者の指摘についても、本市からの指摘と同様に漏れなく対応すること。
- (4) 本業務に従事するにあたっては、「吹田市情報セキュリティポリシー（令和8年4月1日改正）」を遵守すること。

- (5) 本仕様書に記載のない課題等が発生した場合には、受注者は本市と協議の上、誠意のある対応を実施すること。但し、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、受注者の責任において実施すること。
- (6) 全ての作業において、本市業務に影響が見込まれる場合は、事前に明らかにし、本市と協議の上、本市指示のもと作業を実施すること。

以上